

い ま じ ん IMAZIN

お客様の成長と繁栄に貢献するため、価値のあるサービスを提供します

Jul.2022

7

No.189

イワサキ 健康増進中! 修善寺虹の郷まで ウォーキング



- イワサキ健康経営中! 2
- イワサキスタジオ 3
- お客様紹介 4
- 相続相談事例 5
- 相続税の様々な控除 / パワハラ防止法 6
- イワサキ経営の歴史 7
- イワサキ経営グループ活動報告 / 新入社員紹介 8

健康増進レクリエーションとして、福利厚生委員会が5月7日(土)ウォーキングイベントを開催。24名のスタッフ・スタッフの家族と一緒に修善寺駅から虹の郷までの往復ルートを休憩を挟みながら約3時間歩き切りました。

イワサキ
健康
増進中!

健康経営優良法人2022 ブライツ500

認定

「健康経営」とは働く人の健康づくりを進める事で、従業員誰もが元気にやりがいをもって働ける環境を整えていこうという取り組みです。従業員が健康で元気に働く職場は、企業の組織力も高まり、業績もアップさせ良い影響をもたらします。

イワサキ経営グループでは、健康経営優良法人認定制度（中小規模法人部門）に2年連続で認定されました。さらに今年は沼津市の企業で唯一の『ブライツ500』にも選定され“ダブル認定”となりました。

当社では数年前より社員間のコミュニケーションの活発化を目的としたフリーアドレス制の導入や週1回のノー残業デーの設定、沼津市健康づくり課の職員様とコラボした健康セミナーを開催しその様子をYouTube配信する等、社員がいきいきと働けるための健康経営の取り組みを始めました。

今後も健康経営を継続していきます。

ブライツ500
とは…

「健康経営優良法人の中でも優れた企業」かつ「地域において、健康経営の発信を行っている企業」を意味し、中小規模法人部門認定企業（今年は12,255法人）の内、上位500法人に付加される冠。



その他当社の健康経営に関する詳しい取り組みはこちらから→



修善寺虹の郷までウォーキング

健康増進レクリエーションとして、福利厚生委員会が5月7日（土）ウォーキングイベントを開催。

24名のスタッフ・スタッフの家族と一緒に修善寺駅から虹の郷までの往復ルートを休憩を挟みながら約3時間歩き切りました。今年は、昨年よりも穏やかなコースに変更。道中はNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」で賑わ

う町を【修善寺モバイルスタンプラリー】をしながらウォーキングしました。順調な出だしでしたが、山道へ入ると段々足取りが重くなり「疲れた…」という声も。最後に、もうひと踏ん張りし無事に目的地「虹の郷」へ到着しました。

だんだん
険しい山道へ…



温泉街を散策
まだまだ元気😊

QRコードで
スタンプラリー



修善寺にゆかりの
ある人物キャラが
お出迎え

無事に虹の郷へ到着
お疲れ様でした!!



この日のコースで片道約15,000歩、往復で30,000歩。普段あまり交流できない静岡支社スタッフも参加、社内コミュニケーションも取れゴールデンウィークの最後に良い思い出ができました。

さつきラン & ウォーク企業対抗戦に今年も出場

5/1～5/31に開催されました『さつきラン & ウォーク企業対抗戦』のウォーキングの部へ今年も出場しました。スマホのアプリで歩数をカウントし平均歩数を企業対抗で競います。結果は1,446法人中866位と皆の頑張り健闘しました。





iwasaki studio

静岡県沼津市の動画制作・配信・販促物作成

イワサキスタジオ



イワサキ経営グループ新事業！イワサキスタジオ（略称イワスタ）では、中小企業の集客や採用のPRに使える動画撮影、編集、オンライン配信、バナー、ランディングページ、紙媒体の制作を専門とするスタジオを立ち上げました！

イワスタは「経営者に一番近い」と言われる会計事務所が運営しています。経営者の皆様のご要望や課題がわかる組織だからこそできるご提案を行い、ベストな作品を作っていきます。補助金もお使いいただけますのでお気軽にお問い合わせください。

新事業イワスタの立ち上げ経緯

コロナの影響により、我々を取り巻く環境は大きく変化しました。日常生活におけるデジタルシフトがどんどん加速していく中で、これからの中小企業は、自社の魅力や商品サービスなどのPR方法も大きく変わってきます。

このように猛烈なスピードで変化していく世の中に対応すべく、イワスタが立ち上がりました。これからの新しいマーケティング、コミュニケーション、そして新たな価値創造に向けて、イワスタは、中小企業の繁栄を全力でサポートしていきます。



株式会社イワサキ経営グループ
代表取締役社長 吉川正明

イワスタが できること



予算に合わせ伝わる「動画」を制作致します。お客様の商品やサービスに動画活用すれば販促効果を得ることができます。



視聴者の心に残る配信を行うために、企画から当日の撮影・ライブ配信をトータルでサポートします。



商品PR・営業活動・集客支援などの販売促進を目的に、様々な紙媒体を作成することができます。

お客様の声

福祉人材確保に向けてどのように表現すると福祉への興味や関心につなげることができるか模索していました。ディレクターの方と出会い、構成の提案やアイデアにより施設等で働く私たちが短い期間で無理なく多くの方が携われるように企画・調整をしてくれました。「動画で見せる（魅せる）」方法は公開後、地域の方から福祉業界への感謝の言葉が届き、福祉の魅力を発信する一歩が踏み出せたと実感しています。ありがとうございました。

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会 福祉企画部
(長泉町社会福祉法人所属) 主任 渡邊麻由 様



お問い合わせ

株式会社イワサキ経営 営業企画課 三間(みま) 静岡県沼津市大岡984-1 電話055-922-9870
(ホームページのフォームからもお問い合わせできます)



制作事例QR



お

客

様

紹

介



『プチナカノ』

今回は、沼津駅前の仲見世商店街に軒を構え、素材とデザインにこだわり、個性豊かな財布・ハンドバッグ・鞆を取りそろえるプチナカノさんにお邪魔し、店長の西川さんにお話しを伺いました。

プチナカノさんが開業して今年で25周年、これまでの歩みを教えてください。

学校を卒業して名古屋の栄にある鞆・袋物の総合卸問屋に就職し、5年間営業の仕事をしていました。営業を続けていく中で、「もっと稼ぐには独立し、経営者にならなければダメだ」と思っていたところ、当時仲見世商店街の奥にあった鞆の小売会社の社長から富士の吉原にある店舗の責任者を任せられ、16年間雇われ店長として小売業を経験しました。21年の下積みを経て、その会社の鞆・袋物小売業を引き継ぐ形で、プチナカノを開業しました。



周りの方々に支えられてきたおかげで今まで続けて来られたと思っています。昔から苦楽を共にした仲間が今でも支えています。今の自分があるのは下積み時代の経験があるが故なのだと心から思います。

この仲見世商店街で開業されてから24年経ちますが、当時の仲見世商店街はどうでしたか。

当時は駅前に富士急、丸井、西武百貨店、十字屋、ニチイ、イトーヨーカドーなど、当時20万人の人口に比べてこれだけの大きなスーパーがあったのは全国で沼津だけだったと思います。休日は人の出入りも活発で今では考えられないぐらい活気がありました。



開業当時から弊社が会計・税務で携わらせていただいています。弊社の印象や思い出はございますか。

開業当時の担当者には計数管理について基礎から教えていただきました。24年間で何回か担当者の変遷があった中で思うことはありましたが、欲しい資料・情報があれば直ぐに対応して下さいますし、何より、現担当の小俣さんには大変満足しています。

最後に読者の皆様に伝えたいことはございますか。

業界46年の実績から東京、名古屋、大阪にパイプがあり、常に良質な商品を取り揃えております。沼津へお越しの際は是非お気軽にお立ち寄りください。

インタビュー後にビジネス用鞆を購入させていただき、早速愛用させていただいております。機能性はもちろん、何年間か使っていたのかと錯覚するほど手に馴染んでいます。



インタビューの間、西川さんは終始朗らかでこちらも自然と笑顔になりました。新型コロナウイルスの影響もあり、皆さん我慢の多い生活を送っていらっしゃると思います。個性豊かな鞆・袋物をご覧になるのはもちろん、快活な西川さんに会いにプチナカノさんまで足を運んでみてはいかがでしょうか。

「プチナカノ」

沼津市大手町5丁目3-19

TEL: 055-962-3968

ホームページ(沼津仲見世商店街):
<https://www.numazu-nakamise.jp/shop/puchi-nakano/>

相続相談事例

相談実績 7 万件超

【相続手続支援センター】で実際にあった相談事例をご紹介します

- 相続相談事例 -

【危なっかしい自筆証書遺言】



依頼者と再々婚したご主人がお亡くなりになられて、相続手続が発生しました。

最初の婚姻でお子様が1人、2回目の婚姻でお子様が1人、現在の奥様との間に2人のお子様がいらっしゃいました。

資産としては土地・家屋・預貯金の他に負債がありました。ご主人は全財産を奥様に相続させるという自筆証書遺言を残しておられましたので、自筆証書遺言の検認の手続きをしました。不動産登記に関してはスムーズに行えましたが、金融機関手続きの際には遺言書に全財産との記載だけで、特定された資産が明記されていなかった為に、相続人全員の署名捺印が必要になりました。

しかし、検認を受けた遺言書である事と、その遺言書により既に不動産登記も完了した事、被相続人が再々婚であった事情などを考慮いただきたいと懇願した結果、奥様だけで手続きが行える事になりました。

遺言書の効力というものを実感した反面、この経験を踏まえ再婚に限らず相続人同士が疎遠であったり関係性の難しい場合には、残される家族の為に、「遺言書の正しい書き方」について今後相続手続支援センターとしても周知していただく活動が必要不可欠であると再認識しました。

また、金融機関では様々なケースで、自筆証書遺言があっても、相続人全員の押印が必要になるケースが多くなっていることにも、注意が必要です。全員の押印が必要となると、何のための遺言？と疑問に思う方もいるでしょう。自筆証書遺言を手軽に考えると、思いがけない落とし穴があるかもしれません。

遺言を考えている方は、専門家にしっかりと相談していただくことをおすすめします。



相続税の様々な控除



財産をたくさん持っているからといってその総額に税率をかけて相続税を計算するというわけではありません。被相続人の債務以外に相続税の計算から引くことができるもの（控除）があります。

基礎控除

基礎控除は相続税の控除で一般的なものとしてご存知の方も多いと思います。相続税がかかるかからないのラインと言われているもの

で、3,000万円＋相続人の数×600万円が基礎控除の金額になります。もし財産の総額が基礎控除を下回っている場合は相続税申告の必要はありません。

配偶者控除

被相続人の配偶者が財産を相続する場合、法定相続分または1億6,000万円までは相続税がかからないというのが配偶者控除です。相続税がかからなくなる金額がとても大きいので、全てを被相続人の配偶者に相続させるのが良いと感じますが注意しなければいけない点があります。年齢を考えるとほとんどの場合、配偶者の相続も近い将来に発生するという事です。もし配偶者控除を考えて配偶者が全ての財産を相続して相続税の金額が0になったとしても配偶者の相続が発生してしまえば、配偶者の相続の際には配偶者控除を使うことはできないので相続税が発生します。配偶者が元から持っていた財産があり、一定の金額を超えて相続税の税率が高くなってしまつと、一度目の相続で配偶者控除を使い、相続税が0円だったとしても、二度目の相続で金額が大きくなって

しまい、総額で考えると損をしてしまう可能性もあります。配偶者もある程度財産を持っている場合はどのくらいの財産を配偶者が相続するのか検討する必要があります。

相続税は高額になることが多いですが、今回紹介したような控除を活用することで金額がかなり少なくなります。もちろん今回紹介したもの以外にも使うことができる控除や特例は数多くあるので、実際に相続が発生した際に該当するのかどうかを検討して利用すると想定していた金額より相続税が安くなることもあります。しかし相続税の金額を安くしたいからといって該当しない控除や特例を使ってしまうと、後から税務調査等で使えなかったことが判明するとより多くの税金を納めないといけなくなってしまいます。



パワハラ防止法が4月から施行！

通称「パワハラ防止法」が施行され、企業にパワハラ防止のために必要な措置を講じることが義務付けられました。

施行の背景として、パワハラに関する相談件数の増加の一方、特に中小企業においてはパワハラ相談窓口の設置比率が低い状況があり、また実態も十分に把握されていないことがあります。

どのようなものがパワハラとなり、またどのように対策をすればよいのでしょうか？

厚生労働省では、右記の**3条件すべてを満たす行為をパワハラと定義**しています。

また、**パワハラに当たる言動の代表的な類型として、6種類挙げられています**（別表参照）。

パワハラがある職場では、従業員それぞれの能力を十分発揮し切れなかったり、さらには休職に追い込まれたり、訴訟を受けたりなど、経営面にも大きな影響を及ぼします。

パワハラを防ぐためには、組織内に相談しやすい雰囲気、心理的安全性があることが求められます。一度ご自身や周りの環境を客観的に振り返ってみることをお勧めします。

当社でも、パワハラを防ぎ、成果が出る良い組織を作るための研修やセミナーを行っています。興味がある方は、ホームページや当社社員を通じてお問い合わせください。

3条件すべてを満たす行為をパワハラと定義

- 優越的な関係を背景とした言動
- 業務上必要かつ相当な範囲を超えたもの
- 労働者の就業環境が害されるもの

パワハラに該当する言動の代表的な6種類の言動

1. 身体的な攻撃
2. 精神的な攻撃
3. 人間関係からの切り離し
4. 過大な要求
5. 過小な要求
6. 個の侵害



History of IWASAKI

1973

イワサキ経営の歴史

来年でイワサキ経営グループは50周年を迎えます。

イワサキ経営では多くの部署で多様なセミナーや研修が開催されています。

今回のイワサキ経営の歴史のコーナーではその一部を紹介できればと思います。



イワサキ経営グループのセミナーといえば相続手続支援センター®静岡のセミナーです。難しいことが多い相続の話をととても分かりやすくかつ面白く解説しています。

プラサヴェルデの広い部屋でも毎回満席になるほどリピーターも多く、人気のあるセミナーです。

いまじんでも何度か紹介させていただいている駿河増販塾も注目のセミナーです。増販塾自体は比較的新しいセミナーですが、ベテラン講師の宮口がマーケティングについてワークやディスカッションを交えつつ、より深い知識を提供しています。



最近では社内で月一回行われる全体会議の体制が変わったこともあり、開催されていませんが、以前は年に一度社内で行っている研修にお客様を招いて、公開研修を行っていました。テーマはビジネスマナーやAEDの使い方など税務以外のテーマが多く、たくさんの外部の方にご参加頂きました。



イワサキ経営グループ活動報告

【5月～6月までに開催したセミナー一覧】

5月 11日 管理職研修体験
セミナー
20日 知っておきたい！
不動産オーナーのための
法人化セミナー
25日 No!争族(あらそうぞく)の
ために
27日 よくわかる！
相続・贈与の基礎
30日 御社の5カ年計画を
立案する1日
-VPday-Vision Planning Day

6月 6日 決算書の見かたが学べる！
経営力アップセミナー
21日 No!争族(あらそうぞく)の
ために
23日 まるわかり！
生前贈与セミナー
30日 金持ち地主と貧乏地主
所得税の節税と対策

確定申告も終わり、5月以降は様々なセミナーを再開しました。5・6月の相続関係のセミナーは参加人数も多く、関心が高まっています。相続という難しいイメージが強いですがどの講師も分かりやすく解説しています。7月以降も開催されるので是非ご参加下さい。

7月のセミナー予定

- **7月5日 経営力アップセミナー**
時間：14時～16時 会場：イワサキ経営本社
- **7月7日 大人のための学習塾！？
相続基礎講座**
時間：10時～11時半 会場：ツインメッセ静岡
- **7月20日 家族に託す新しい相続のカタチ
～家族信託とは～**
時間：10時～11時半 会場：ツインメッセ静岡
- **7月23日～31日
お家で学ぶ相続セミナー You Tube
「成人年齢18歳」～相続はどう変わる？**
会場：You Tube 配信
- **7月29日 相続対策って何？**
時間10時～12時 会場：サンウェルぬまづ



NEW EMPLOYEE

新社員紹介

システム開発部として入社しました原田です。ここ10年くらいはフリーランスとしてIT関連の仕事をしてきました。皆様とは大分違う世界から召喚されたので、正直戸惑いを感じています。会社員としても久しぶりなのでまだまだ慣れませんが、新しい環境で色々吸収して、皆様に還元できたらと思います。よろしくお願い致します。

New Staff /

原田 忠信

システム開発部



各種お問い合わせはこちらまで

TEL: 055-922-9870

FAX: 055-923-9240

電話受付/平日9:00～17:00

編集後記

今号ではイワサキ経営で積極的に取り組んでいる健康経営についての特集です。従業員の健康が経営において重要になってきます。是非お手に取っていただくと幸いです。

「IMAZIN」にお客様のチラシを同封します。
詳しくは当社スタッフにお問い合わせください。



経営と、人生と、地域の力になる。
イワサキ経営グループ

令和4年7月1日発行(季刊4回発行)
編集:広報委員会 発行所:イワサキ経営グループ
〒410-0022 静岡県沼津市大岡984-1
<https://www.tax-iwasaki.com>

Iwasaki Management Magazine

IMAZIN

Jul.2022 | 7 | No.189

IWASAKI
GROUP

株式会社イワサキ経営・税理士法人イワサキ・株式会社財産ネットワークス静岡・駿河増販情報センター
相続手続支援センター®静岡・株式会社アークウェルズ・あいわ行政書士法人・(株)ファーストライト